

市内各小中学校保護者各位

寒河江市教育委員会  
教育長 軽部 賢

## 新型コロナウイルスに係る就学緊急援助制度のお知らせ

本市では、小・中学生が経済的な事情で就学が困難な場合、学用品費や給食費などの費用の一部を保護者に援助しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計の収入が大きく減少した世帯に対して、就学緊急援助制度で支援していきます。

### 1. 対象者（すべての項目に該当する世帯）

- 1 令和2年度寒河江市児童生徒就学援助費の認定を受けていない世帯
- 2 令和2年度寒河江市特別支援就学奨励費の認定を受けていない世帯
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、所得基準に該当する世帯

### 2. 審査要件

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した世帯を緊急に支援するため、減少後の3か月分の所得に4を乗じた額から、今年1年の所得を推定し、所得基準に該当するか審査をします。

### 3. 申請受付期間

令和3年3月31日（火）まで随時受付

### 4. 認定期間

- ・前期：令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
- ・後期：令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

前期に認定を受けていても、後期の認定には改めて申請が必要です。

### 5. 申請に必要な書類（全て必須）

- 1 令和2年度就学緊急援助費に係る児童生徒認定申請書
- 2 通帳の写し（申請者名義に限る）  
※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の読み仮名が分かるもの。
- 3 申立書
- 4 減少後の所得を証明する書類の写しまたは（別紙）給与証明書 （世帯で収入のある方全員）  
※認定期間（前期又は後期）中のいずれか3か月分の所得。  
※世帯分離している場合でも、同一住所であれば世帯員とみなします。

### 6. 提出先

寒河江市教育委員会学校教育課（学校へ提出の必要はありません）

### 7. 申請方法

申請に必要な書類をそろえて、郵送または持参で提出してください。

（感染症対策のため、郵送での申請を促します。）

※追加で書類の提出をお願いする場合があります。

## 8. その他

- ・次年度以降については、従前の申請方法と同様の予定ですのでご注意ください。
- ・所得が減少していても、認定基準に該当しない場合があります。
- ・認定審査結果はご自宅に郵送します。
- ・援助費の支給は、令和2年10月以降を予定しています。詳細は改めて通知します。
- ・申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードできますが、教育委員会学校教育課でも配布しています。郵送での送付も対応していますので、ご相談ください。

### 【就学緊急援助費の種類】 ※学年ごとに支給対象となる費目が変わります

費目	内容
学校給食費	保護者が学校給食費として納入する額
学用品費	通常必要とする学用品購入費
通学用品費	通常必要とする通学用品購入費
クラブ活動費	クラブ活動に必要な経費（中学校のみ）
校外活動費	学校行事として行われる校外活動に参加するために必要な経費
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費や宿泊費等
医療費	結膜炎・中耳炎・う歯等の治療費
新入学学用品費等	新入学児童・生徒が通常必要とする学用品及び通学用品購入費 （4月1日認定の新入生のみ）

### 【所得基準】 次に掲げる世帯員等の数に応じ、それぞれ次の推定所得額未満の者

世帯員等の数	推定所得額
2人	1,020,000円
3人	1,370,000円
4人	1,720,000円
5人	2,070,000円
6人	2,420,000円

- 1 世帯員等とは、世帯員及び生計を一にする者をいう。  
（世帯分離をしている場合でも、同一住所であれば世帯員とみなす。）
- 2 所得額とは、世帯員等の所得を合算した額とする。
- 3 母子世帯又は父子世帯の所得額は、上記推定所得額にそれぞれ27万円を加算した額とする。
- 4 世帯員等の数が6人を超える場合の推定所得額は、242万円に1人増すごとに35万円を加算した額とする。

### 【お問い合わせ先】

寒河江市教育委員会 学校教育課 学事係  
電話（直通）0237-85-1527